

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会

運営細則

第1項 目的

この運営細則は、選定委員会の運営に関し、附属機関条例及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2項 用語の定義

この運営細則における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 附属機関条例 印西地区環境整備事業組合附属機関条例
- (2) 選定委員会 印西地区環境整備事業組合印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業者選定委員会
- (3) 会議 選定委員会の会議
- (4) 委員長 選定委員会の委員長
- (5) 委員 選定委員会の委員

第3項 会議等開催予定回数

附属機関条例第2条別表及び選定委員会組織細則第6項で規定する任期中における会議等の開催予定回数は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議 7回

第4項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議は、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の開催日は、平日（昼間）を予定する。
- (3) 会議の開催時間は、14時から17時の3時間程度を予定する。
- (4) 会議の開催場所は、印西地区環境整備事業組合の会議室とする。
- (5) 必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

第5項 会議の非公開

公平な競争を阻害される恐れが認められる場合は、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を非公開とする。

第6項 会議録の公表

会議の概要を記載した会議録を作成し、選定委員会において確認した後、これを公表する。

ただし、第5項で規定する非公開会議の会議録は、これを公表しない。

第7項 氏名の公表

会議録及び委員名簿等に委員の氏名を記載し、これを公表する。

第8項 守秘義務

委員は、調査審議の過程で知り得た事実及び情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れのあるものを他人に漏らしてはならない。

第9項 傍聴

会議の傍聴に関し必要な事項は、選定委員会会議傍聴遵守事項として別に定める。

第10項 委任

この運営細則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、会議で決するところにより定める。

附 則

この運営細則は、令和4年5月30日から委員長が選任されるまでの間に適用する。